

策定年月日	平成18年 8月31日
変更年月日	平成22年 6月 8日
変更年月日	平成23年 9月12日
変更年月日	平成26年 9月30日
変更年月日	平成28年10月26日
変更年月日	令和 3年12月 1日
変更年月日	令和 5年11月13日
変更年月日	令和 8年 9月10日

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

令和8年9月

愛媛県宇和島市

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

*** 目 次 ***

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	・・・ 3～6
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等 に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	・・・ 6～8
第3	新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標	・・・ 9
第4	前2号に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	・・・ 9～10
1	農業を担う者の確保及び育成方針	
2	取組方針	
3	役割分担	
4	就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	
第5	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に 関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	・・・ 10～11
第6	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	・・・ 11～16
1	農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業の実施の促進に関する事項	・・・ 11
2	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる 区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	・・・ 11～13
(1)	農用地利用改善事業の実施の促進	
(2)	区域の基準	
(3)	農用地利用改善事業の内容	
(4)	農用地利用規程の内容	
(5)	農用地利用規程の認定	
(6)	特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定	
(7)	農用地利用改善団体の勧奨等	
(8)	農用地利用改善事業の指導、援助	
3	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他 の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	・・・ 14
(1)	農作業の受委託の促進	
(2)	農業協同組合が行う農作業の受委託のあっせん等	
4	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	・・・ 14
5	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	・・・ 14～15
(1)	新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組	

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組	
(3) 関係機関等の役割分担	
6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関して必要な事項	・・・15～16
(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携	
(2) 推進体制等	
7 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域 計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項	・・・16
第7 そ の 他	・・・16

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 宇和島市は、愛媛県の西南部に位置し、平成17年8月の旧宇和島市・旧吉田町・旧三間町・旧津島町の市町合併により、北は西予市、東は鬼北町・松野町、南は愛南町・高知県宿毛市・同県四万十市に、西は宇和海にまで面しており、東側には1,000m級的高峰が連なる鬼ヶ城山系がある。気候は年平均気温16～17℃と四季を通じて温暖であるが、海岸部と山間部では寒暖の差が見られる。海岸部に面する宇和島と吉田地区では平坦部は少なく、90%以上が山間部でその多くが急傾斜地を占めることから、その急傾斜を活用して、柑橘類を主体とした果樹農業地帯となっている。反面、周囲を山に囲まれた三間地区では、中心を流れる三間川の流域に自然に開けた平坦部がつくられ、米作りを中心とした普通作農業地帯となっている。また、津島地区は3地区全ての特徴を持ち、中心を流れる岩松川周辺には田園地帯が広がり水田農業地帯が形成され、海岸部・山間部は柑橘類主体の果樹農業地帯となっている。

昨今の農業を取り巻く環境は、兼業化の進行や少子高齢化、都市部への人口集中、輸入農産物の競争力向上、産地間競争の激化、情報化社会の加速により厳しさを増している。国内では消費量の減少や価格低迷が続く中、柔軟な生産体制の構築が求められている。また、世界的な食料情勢の変化に伴い食料安全保障のリスクが高まる一方で、後継者不足や労働力不足が深刻化し、農村集落の機能維持そのものが困難な地域もみられ、問題となっている。

このような中、宇和島市では、連携協定を結んでいる株式会社源吉兆庵に供給する果実等の安定的供給に取り組むほか、消費動向に対応した優良系統品種への転換、スマート農業の推進による農作業省力化やコスト低減、作業受委託・農業機械の共同利用の促進による生産コスト削減等への取り組みを推進する。特に特産作物、施設園芸においては担い手を中心に、新技術・高収益の作目・作型を導入し水稻・柑橘類の産地化・ブランド化の推進と高収益生産体制の確立を目指すと共に、圃場整備事業（水田基盤整備）や農業水利事業畑地かんがい施設（多目的スプリンクラー及びホースかん水）等の生産基盤の有効活用と、農地中間管理機構等を活用した農地の利用集積や作業受委託の積極的な促進による担い手の経営規模の拡大を進め、宇和島農業振興地域整備計画に即し、優良農地の確保を基本として引き続き農村地域の秩序ある土地利用に努めることとする。

また、農業・農村を担う若者を中心とした就農者を一人でも多く確保するため、自ら農業経営を開始しようとする青年等及び、農業法人等に就農しようとする青年等を、優れた農業経営者として育成し、個々の農家の担い手という問題にとどまらず、農業という産業の担い手、農村地域社会の担い手たる青年等を育成確保するという観点に立ち、一層推進するものとする。

- 2 宇和島市の農業構造は、平野部での水田農業と急傾斜地での果樹(柑橘)農業の2形態が大半を占め、これに畜産と園芸等が加わる形となっている。地区的には水稻と園芸が盛んな三間地区、柑橘主体の吉田・宇和島地区、水稻と果樹と園芸からなる津島地区の計4地区からなっている。

昨今は、農産物価格の低迷による農外収入への依存度が高まり、恒常的勤務による安定的兼業農家が増加する中で、土地利用型農業を中心に基幹的農業労働者の減少が顕著になっており、地域においては高齢化・少子化・兼業化による担い手不足は深刻な問題であり、農地を維持あるいは農業生産を継続する上で、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号、以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）及び法第14条の4第1項の規定による青年等就農計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定新規就農者」という。）等担い手の育成・確保が必要不可欠となっている。

今後、さらに高齢専業農家の増加や中核的農業者の世代交代期、機械更新時を迎えており、急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。このような中、育成すべき経営体を明確化するとともに地域の実情に即した支援措置を集中的かつ重点的に行うことで、規模拡大・省力

化・所得向上等の農業経営の発展に意欲を持って取り組む経営体が本市の農業生産の相当部分を担う農業構造の確立をめざす。

一方、基盤整備が成されていない地区においては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

このような状況の下で、引き続き更なる農業基盤の整備を図り、担い手及び新規就農者等の確保・育成とともに集落営農体制の整備を促進し、また、宇和島市総合戦略に則り、農業を目的とした都会からの移住を促進し農業者人口減少の抑制に努める。

- 3 宇和島市は、地域の置かれた農業構造の現状及びその見通しを踏まえ、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいがあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の目指すべき目標を明らかにし、その実現に向けての効率的かつ安定的な農業経営体を育成するものとする。

具体的な経営の指標は、宇和島市及び周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり概ね360万円）、年間総労働時間（主たる農業従事者1人当たり概ね2,000時間）の水準を確保したうえで、さらなる所得の向上に向けた取組に努め、また、これらの農業経営体が本市における農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立していくことを目指す。

新規就農青年等の確保育成にあたっては、担い手として数の確保、経営体の担い手としての能力、目指すべき経営体の姿を明らかにして推進することとし、45歳以上65歳未満の中高齢者についても、他産業従事経験等を活かし意欲的な者については、積極的に支援の対象とする。

また、自ら農業経営を開始しようとする青年等が目標とする具体的な経営の指標は、宇和島市及び周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（効率的かつ安定的な農業経営の目標の7割超の農業所得）、年間総労働時間（主たる農業従事者1人当たり概ね2,000時間）の水準を達成するとともに、農業法人等に就職しようとする青年等の農業従事実態は、農業法人等の中核を担う人材として育成していくことを目的とし、就農者として実践的な農業技術を習得した時点（就農後5年目）の年間農業従事日数、就業内容、役割を目標として設定する。

- 4 宇和島市は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向や農業経営に関する基本的な条件を考慮して、農業者及び農業関係団体が地域農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨とし、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すにあたっては、これを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的かつ集中的に実施するものとする。

まず、市は、農業委員会、農業協同組合、普及組織等の関係機関が相互の連携及び協調の下で濃密な指導を行うため、宇和島市農業再生協議会を設置し、地区、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするための話し合いを促進すると共に、効率的かつ安定的な経営を目指す農業者や、その集団とこれらの周辺農家に対して、上記の宇和島市農業再生協議会が主体となって営農診断、経営改善方策の指導・助言等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域農業の将来方向について選択判断をし、個々の農業経営改善計画の作成や農業者相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化し、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に農地の利用集積を進める。

また、今後の農業経営の進展を図るには、農業基盤整備による農作業の効率化省力化が不可

欠であり、これらを推進する上からも農地の貸借のみならず所有権移転や農作業の受委託の促進を積極的に推進し、農地の集団化・連担化を希望する担い手に農用地が集積されるように努めるものとする。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号。以下「機構法」という。）第 2 条第 3 項に規定する事業をいう。以下同じ。）及び農地中間管理機構（機構法第 4 条の規定により農地中間管理機構に指定された公益財団法人えひめ農林漁業振興機構をいう。以下同じ。）が行う特例事業等の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指し、また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者及び認定新規就農者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を、また、畑地かんがい施設による防除作業等の農作業の共同化を促進することとし、集落営農体制の構築を図るとともに、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、普及組織、農協等の指導の下に、特産作物の開発、施設園芸の作型改善、優良品種の新規作目の導入、農業の 6 次産業化に向けた取組を積極的に推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置付けを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図り、特定農業法人又は特定農業団体化を目指す。

さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

また、新規就農青年等の確保育成にあたっては、就農候補者の募集から研修、経営定着・発展・継承に至る各段階に応じた、きめ細かな施策を展開することとし、以下の取組を促進する。

- (ア) 意欲ある青年農業者を一人でも多く確保し、地域への定着を促進するため、農村青年のみでなく、農外からの新規参入者やUターン青年等を含め、幅広く就農を希望する人材の発掘に努めるとともに、農業体験や営農のための実務研修等就農に至る過程に対する一貫した支援活動を行う。
- (イ) 営農形態や農業従事態様の多様化に対応した、効率的かつ安定的な経営体の担い手を育成するため、就農準備を経て実際に就農し、経営の基礎を十分に固める段階や、就農者として実践的な農業技術を習得するに至るまでの個別プログラムを作成し、濃密な指導助言を行い、職業意識や経営理念、経営構想力、問題解決能力、管理能力、リーダーシップの確保開発に努める。
- (ウ) 青年等が進んで就農できる環境づくりを推進するため、技術・経営・資金・農地・農村生活・仲間づくりや受け入れ体制に関する情報の収集及び提供・相談活動を行う。
- (エ) 若者が希望と誇りをもって就農できる気運と環境を醸成するため、農業問題や後継者問

題等について協議し、対策を講じる支援活動の強化に努める。

なお、効率的かつ安定的な農業経営体と小規模な兼業農家、高齢者農家、土地持ち非農家等との間で労働力の提供や高度技術の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村集落機能の保持を図り、また、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他兼業農家にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい農業経営体の育成施策の中心に位置付け、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的な活用を図るものとする。

また、有効期間が満了する認定農業者については、引き続き再認定への誘導を積極的に行うと共に、青年等就農計画の達成が見込まれる認定新規就農者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者への誘導を積極的に行うものとする。

- 5 宇和島市は、宇和島市農業再生協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を普及組織等の協力を受けて行う。

特に、経営規模の拡大を希望する農業者、生産組織の指導については、適切な資金計画の下に施設機械等への円滑な投資が行えるよう、同指導チームが関係金融機関や経営改善スペシャリストの協力を仰ぎつつ、資金計画に係る相談、経営管理に関する助言・指導等を行う。

また、農業経営の持続的安定化を図るため、稲作単一からの脱却を図ろうとする地区においては新規の集約的作目導入を、また、かんきつ類においては補完作目の振興を図るため、同指導チームの下に、市場関係者等の参画を得つつ、マーケティング面からの検討を行い、産地化をねらいとした戦略的振興作目を選定した上で、その栽培に関する指導を行い、農業経営の発展に結びつけるよう努める。

- 6 宇和島市は、現在及び将来にわたって確保・育成すべき認定農業者及び認定新規就農者を中心とする担い手や生産組織、また、多様な担い手を有機的に結びつけることにより、本市農業の健全な発展を図るものとする。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に宇和島市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、当市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

【目標営農類型営農一覧表】

(個別経営体)

土 地 利 用 型

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
果樹類	<作付面積> ・極早生温州 0.2ha ・早生温州 0.3ha ・普通温州 0.3ha ・ポンカン 0.2ha ・甘平 0.2ha 計 1.2ha	<基本装備> ・農舎 100 m ² ・貯蔵庫 150 m ² ・多目的ス ^テ リンカー 120a ・単軌条運搬施設 200m ・単軌条運搬機 1 台 ・動力噴霧機(5ps) 1 台 ・軽トラック(660cc) 1 台	・複式簿記記帳により、 経営と家計との分離 を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用の確保 <労働力> ・主たる従事者 1 人 ・補助従事者 2 人 ・臨時雇用 96 人役
水稲 + 露地野菜	<作付面積> ・水稲 2.0ha ・なす 0.15ha ・キャベツ 0.4ha 計 2.55ha	<基本装備> ・農舎 100 m ² ・トラクター (25ps) 1 台 ・田植機 (乗用 4 条) 1 台 ・コンバイン (4 条刈) 1 台 ※以上は共同利用による ・軽トラック(660cc)1 台 ・管理機 1 台 ・動力噴霧機(6ps)1 台	・複式簿記記帳により、 経営と家計との分離 を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用の確保 <労働力> ・主たる従事者 1 人 ・補助従事者 1 人

(個別経営体)

施 設 型

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲 + 施設野菜	<作付面積> ・水稲 2.0ha ・施設キュウリ 0.3ha ・施設春菊 0.3ha 計 2.6ha	<基本装備> ・農舎 100 m ² ・トラクター (25ps) 1 台 ・田植機 (乗用 4 条) 1 台 ・コンバイン (4 条刈) 1 台 ※以上は共同利用による ・軽トラック(660cc)1 台 ・管理機 1 台 ・動力噴霧機(6ps)1 台 ・パイプハウス (4 棟) 3,000 m ²	・複式簿記記帳により、 経営と家計との分離 を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用の確保 <労働力> ・主たる従事者 1 人 ・補助従事者 2 人 ・臨時雇用 30 人役

(個別経営体)

畜 産

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農	乳牛 40 頭 飼料作物 4.0ha	<基本装備> ・搾乳牛舎 500 m² ・育成牛舎 200 m² ・堆肥舎 180 m² ・尿溜 1 基 ・飼料タンク (5t 用) 1 基 ・バンカーサイロ 30 m² ・パイプラインミルカー 4 ユニット ・パーンクリーナー 1 台 ・バルククーラー1 台 ・トラクター (45ps) 1 台 ・マニュアルレクター 1 台 ・ブロードキャスター1 台 ・ロールベアラー 1 台 ・コーンハーベスタ 1 台 ・ディスクハロー 1 台 ・トラック (2t) 1 台 <技術面の改善> ・性選別精液等の利用による後継牛の効率的な確保 ・防疫プログラムの適切な実施	・複式簿記記帳により、経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施 ・申告結果を基にした経営分析の実施	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用の確保 <労働力> ・主たる従事者 1 人 ・補助従事者 1 人 ・臨時雇用 126 人役
肉用牛	肉用牛 100 頭	<基本装備> ・肥育牛舎 350 m² ・堆肥舎 230 m² ・飼料タンク (5t 用) 1 基 ・ボブキャット 1 台 ・トラック (2t) 1 台 <技術面の改善> ・防疫プログラムの適切な実施	・複式簿記記帳により、経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施 ・申告結果を基にした経営分析の実施	・休日制の導入 <労働力> ・主たる従事者 1 人 ・補助従事者 1 人
養豚一貫	養豚 80 頭	<基本装備> ・繁殖豚舎 575 m² ・育成豚舎 160 m² ・肥育豚舎 900 m² ・農舎 200 m² ・堆肥舎 230 m² ・尿溜 1 基 ・糞尿処理施設 35 m² ・自動給餌車 1 台 ・飼料タンク (5t 用) 2 基 ・飼料タンク (1t 用) 1 基 <技術面の改善> ・防疫プログラムの適切な実施	・複式簿記記帳により、経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施 ・申告結果を基にした経営分析の実施	・休日制の導入 <労働力> ・主たる従事者 1 人 ・補助従事者 1 人

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

宇和島市における第1に示したような目標を可能とする、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標は、第2の効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標の規模の7割程度の規模とする。

第4 前2号に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成方針

認定農業者や認定新規就農者、集落営農組織等の担い手について、農業者の主体性と創意工夫を発揮した経営を展開できるよう重点的に支援する。

また、次世代の農業を担う人材を確保するため、新たに就農をしようとする青年等について、市内の各地域で安心して就農し定着することが出来るよう、関係機関と連携しながら新規就農者を募集し、研修、就農、経営発展、経営継承までを一貫して支援する。

さらに、地域計画において将来の農用地等を利用するとして位置付けられた「農業を担う者」（継続的に農用地利用を行う中小・家族経営や兼業農家などの多様な経営体を含む。）についても、効率的かつ安定的な農業経営を営む場合は、次世代の農業を担う人材として支援する。

2 取組方針

宇和島市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、愛媛県農業経営・就農支援センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談体制の構築、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

加えて、宇和島市は新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、新規就農者育成総合対策等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 役割分担

宇和島市は、就農希望者等の受入について、関係者が連携した体制を構築するとともに、就農地の生活・住居等に関する情報の提供、就農支援事業の案内、定着する上での相談対応等のサポートを行う。

農業協同組合は、新規就農者の募集から研修、就農、経営発展、経営継承までを一貫して支援する。

宇和島市農業委員会は、農業を担う者からの農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供
宇和島市は、区域内の就農受入組織と連携し、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の生活や収入のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を整理し、愛媛県及び愛媛県農業経営・就農支援センターに情報提供する。

また、宇和島市及び農業協同組合は、経営の移譲を希望する農業者の情報について、積極的に把握するよう努め、愛媛県及び愛媛県農業経営・就農支援センターに情報提供する。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び面的集積に関する目標を、将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営体が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
50.0 %	

○効率的かつ安定的な農業経営に面的集積についての目標

効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

(注) 1 個別経営体及び組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

2 目標年次は、令和12年とする。

2 農用地の利用関係の改善に関する目標

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、宇和島市農業再生協議会を活用し、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進するとともに、農業従事者の高齢兼業化等により農業の担い手が不足し、農地の遊休化が深刻な地域にあっては、農地の保全及び有効利用を確保するため、新規就農者等への利用権設定を促進する。その際、宇和島市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、各年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

3 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

各地域において作成される地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、農地中間管理機構、愛媛県、農業委員会等と連携しながら、分散錯雑の状況を解消し、担い手の農用地の連担化や団地面積の増加を図る。

中山間地域や担い手不足の地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体を含め新規就農の促進等を図る。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

宇和島市は、愛媛県が策定した「農業経営基盤強化促進に関する基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即し、宇和島市の農業における地域的な特性、即ち、水稻、かんきつ、野菜、畜産経営等による多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

宇和島市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業の実施を促進する事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業
- ⑦ 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。なお、農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業等の実施を促進する事業については、宇和島市全域を対象として地域の重点実施と連携して積極的な取組を行い、面的な集積が図れるよう努めるものとする。

ア 県営ほ場整備事業が実施されている平坦部においては、ほ場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施する。特に、換地と一体的な利用権設定を推進し、地域の農業者の主体的な取り組みにより、担い手が連担的な生産が行えるよう推進する。

イ 急傾斜地域においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、担い手不足の状況の中で生じている遊休農地の解消に努める。

さらに、宇和島市は特定農業法人制度及び特定農業団体制度について啓発し、必要に応じて農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言等を行う。

以下、各個別事業毎に述べる。

1 農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業の実施の促進に関する事項

- (1) 宇和島市は、県下一円を区域として農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業を行うえひめ農林漁業振興機構との連携の下に、普及啓発活動等を積極的に行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。
- (2) 宇和島市、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業を促進するため、農地中間管理機構に対して情報提供、事業の協力を行うものとする。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

- (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

宇和島市は、地域関係農業者等が農用地の有効活用及び農業経営の改善のために行う

自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の受委託の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

ただし、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難な場合にあっては、農用地の効率的かつ安定的な利用に支障を来たさない限り、集落の一部を除外した実施区域とすることもやむをえないものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための作付地の集団化農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 作付地の集団化その他の農作物の栽培の改善に関する事項

ウ 農作業の効率化に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を宇和島市に提出し、農用地利用規程について宇和島市の認定を受けることができる。

② 宇和島市は、申請のあった農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 宇和島市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認められるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するとい

う観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第8条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 宇和島市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 宇和島市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 宇和島市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、普及組織、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（（公財）えひめ農林漁業振興機構）等の指導、助言を求めてきたときは、宇和島市農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

宇和島市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農作業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受委託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの実情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、更には利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

宇和島市は、効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高度な技術を有した人材の育成に取り組む。このため、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定適格保を図るため、他産業に比べて遅れている作業環境の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

愛媛県担当部局、農業委員会、農業協同組合、公益財団法人えひめ農林漁業振興機構等と連携しながら、就農相談を開催し、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、市内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受け入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

新規就農者育成総合対策（就農準備資金）認定研修機関、愛媛県担当部局、農業協同組合等と連携・協力し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップ

の状況等を共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体のサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

アに揚げる指導に限らず、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供等により、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成の誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、農業次世代人材投資事業や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へ導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談、就農後の営農指導、農地の確保等については、宇和島市農業再生協議会、愛媛県担当部局、農業委員会、農業協同組合、公益財団法人えひめ農林漁業振興機構、農地用集積円滑化団体等、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

また、集落では、新規就農者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

宇和島市は、1から7までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な以下の関連施設との連携に配慮するものとする。

ア 宇和島市は、今後も圃場整備事業や農業水利事業等による農業生産基盤整備の促進を通じて、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていくうえでの条件整備を図る。

イ 宇和島市は、地域の農業の振興に関する施策を行うにあたっては農業経営基盤強化の円滑な促進になるように効果的に事業等の導入を行い、農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 宇和島市は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特に津島地区の農事組合法人いわぶちや三間地区の農事組合法人はがめが行っているような、ブロックローテーションによる大豆作付体系を範としつつ、このような転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、とりわけ面的集積による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

エ 宇和島市は、生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置整備事業等を推進し、定住条件の整備による担い手確保に努めることとする。

オ 宇和島市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

宇和島市は、農業委員会、普及組織、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、公益財団法人えひめ農林漁業振興機構、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年間にわたり第1、第4で掲げた目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するための実現方

策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、宇和島市農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、宇和島市は、このような協力の推進に配慮する。

7 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

宇和島市は、地域計画の策定に当たって、愛媛県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行う。また、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているかの進捗管理を行う。

なお、協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、市の広報への掲載やホームページの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。また、参加者については、農業者、宇和島市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、愛媛県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。さらに、協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を市農林課に設置する。

また、農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定し、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、令和8年9月10日から施行する。